第２章　計画の基本理念・重点的な取組等

１　計画の基本理念

（１）基本理念

この計画は、地域福祉計画と老人福祉計画の性格を併せ持つ目黒区保健医療福祉計画との一体性を保つものであることを踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

『住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける』

（２）基本的な考え方

区では、基本理念の実現に向けて、次の考え方に従って施策を推進します。

■ 区民の共同連帯

区民の共同連帯の理念に基づき、要介護者やその介護をする家族等を地域社会全体で支えます。

■ 地域福祉の一環としての制度の運営

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム※」の推進を基本に、区民・行政をはじめとする関係者の協働による地域福祉の一環として、介護保険制度を運営します。

■ 自立支援と介護予防

高齢者が個人の尊厳を保持し、その有する能力・状態に応じて、社会に参加しながら自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態の発生や重度化をできるだけ防ぎ、さらには軽減を目指す介護予防の観点に立った施策を推進します。

■ 保険者機能の強化

区の実情に応じた事業の展開を進めていくとともに、介護サービスが介護保険制度の目的に沿って提供されるよう給付の適正化等に取り組みます。

■ サービスの充実

サービスの質の向上を図るため、事業者の人材育成や人材確保への支援を行うとともに、地域の住民等多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

■ 利用者本位と利用者保護

利用者が必要とするサービスを利用者自らが適切に選択できるよう、また、事業者間の適正な競争の下で良質なサービスが提供されるよう、区民等に向けて介護サービス情報を積極的に提供します。

事業者との契約によるサービス利用において、自らが契約することが困難な人を含め、すべての利用者がサービスを受ける上で不利益を被らないよう、苦情対応や事業者指導を強化します。

■ 介護サービス基盤の整備

住み慣れた地域で必要なサービスが利用できるよう、介護サービス基盤の整備を進め、必要なサービス供給量を確保します。このため、民間事業者の参入促進や既存事業所の供給量改善など、民間活力の積極的な活用を図っていきます。

■ 公平で公正な負担

負担と給付を明確にし、そのバランスを図り、公平で公正な負担に基づき制度を運営します。

２　第８期における重点的な取組

（１）自立支援・介護予防・重度化防止の取組

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止という介護保険制度の理念を踏まえ、以下の取組を行います。

（取組内容は第５章、第７章に掲載）

自立支援・介護予防に関する普及啓発

・各種説明会・研修・講座、配布物等における区民・事業者への普及啓発

高齢者の社会参加の促進と活躍の場づくり

・通いの場の創出（181～184ページ）
・シニア健康応援隊の育成、活動支援（181～182ページ）
・リハビリテーション専門職による住民主体の介護予防活動への支援（181～182ページ）
・めぐろシニアいきいきポイント事業の実施（181～182ページ）
・生活支援コーディネーター※や協議体が中心となった地域の支え合いの推進（183～184、188ページ）

自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上

・区独自のアセスメントシートの作成・活用（203～204ページ）
・自立支援に資するケアマネジメント研修の実施（203～204ページ）
・リハビリテーション専門職派遣によるケアマネジメント等への個別支援（183ページ）
・ケアプラン点検の実施（200ページ）

地域ケア会議の充実

・地域ケア会議による個別支援及び地域課題抽出（189ページ）
・リハビリテーション専門職を含む多職種連携によるケアマネジメント支援（183、189ページ）

（２）介護給付の適正化への取組

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう、以下の取組を行います。

（取組内容は第７章200～202ページに掲載）

- ケアプランの点検
- 要介護認定における公正・公平性の確保
- 住宅改修等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 介護給付費通知
- 給付実績の活用による適正化

（３）地域包括ケアシステム※推進のための取組

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持って自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステム※の構築を引き続き推進するため、以下の取組を行います。

（取組内容は第４章、第5章に掲載）

- 在宅医療・介護連携の推進（187ページ）
- 介護予防・生活支援サービスの体制整備の推進（181～184、188ページ）
- 地域ケア会議の充実（189ページ）
- 高齢者の居住に係る施策と連携した介護サービス基盤の整備（162～165ページ）

（４）認知症施策の推進

認知症の人やその家族が、可能な限り地域の住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けていけるよう、認知症の人やその家族を地域で支えるための取組を行います。

（取組内容は第５章187～188ページに掲載）

（５）地域包括支援センター※の機能・体制の強化

区では、地域包括支援センター※を「すべての区民を対象とした地域包括ケアシステム※の地域拠点」として位置づけています。

今後、地域共生社会※の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の課題に対応できるよう、包括的支援体制を構築するため、住民に身近な保健福祉の総合相談支援の窓口として、より一層、地域包括支援センター※の機能強化を図ります。

（取組内容は第５章185～186ページに掲載）

（６）介護人材確保・定着・育成のための取組

介護を必要とする人の増加に伴い、介護サービスの需要の増大や多様化が見込まれており、高い倫理観に基づいた利用者本位の質の高いサービス提供が求められている一方で、担い手である人材の確保は難しい状況にあります。

サービス提供に当たり根幹となる介護人材の確保・定着・育成は、今後より一層重要となるため、引き続き事業の充実を図っていきます。

（取組内容は第７章203ページに掲載）

３　日常生活圏域の状況

（１）日常生活圏域の設定

介護保険制度では、地域の要介護高齢者などが住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように日常生活圏域の設定が求められており、日常生活圏域は区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して決定することとされています。

本区においては、長期計画で住区、地区、全区という３層の生活圏域を設定し、地域づくりを行っていますが、日常生活圏域は、このうちの第二次生活圏域（主に大人の徒歩による生活領域に相当し、買い物、通学、レクリエーションその他一般的な日常生活をその中で充足することができる区域）である「地区」を単位として設定しています。

第８期介護保険事業計画においても、引き続き「地区」を日常生活圏域として、地域包括支援センター※を設置するとともに、地域密着型サービス※事業所の整備を進めます。

（２）各圏域の状況

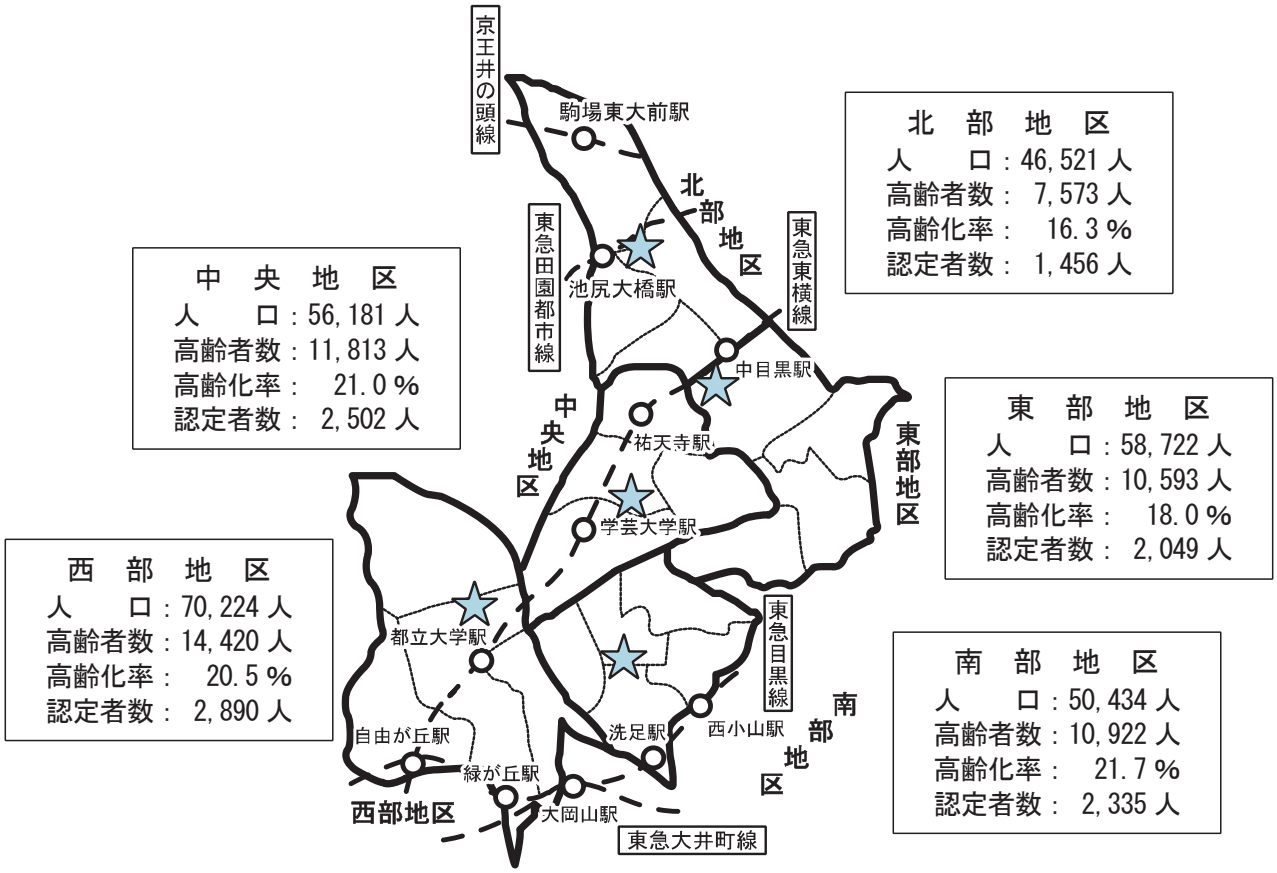

※☆は地域包括支援センター※
※数値は令和２年 10 月１日現在

地区名（面積）	該当する町丁目
北部地区（2.69km²）	駒場、青葉台、東山、大橋、上目黒１丁目1・6～22番、上目黒２丁目46～49番、上目黒３丁目1～3・6～44番、上目黒５丁目
東部地区（2.87km²）	上目黒１丁目2～5・23～26番、上目黒２丁目1～45番、上目黒３丁目4～5番、中目黒１丁目～４丁目、中目黒５丁目1～7・22～23番、三田、目黒１～３丁目、下目黒、目黒本町１丁目
中央地区（2.64km²）	上目黒４丁目、中目黒５丁目8～21・24～28番、目黒４丁目、中町、五本木、祐天寺、中央町、碑文谷５～６丁目、鷹番
南部地区（2.27km²）	目黒本町２～６丁目、原町、洗足、南１～２丁目、碑文谷１～４丁目
西部地区（4.20km²）	南３丁目、平町、大岡山、緑が丘、自由が丘、中根、柿の木坂、八雲、東が丘